

令和5年度第1回京都府食の安心・安全審議会

1 開催日時

令和5年7月11日(火)10時から11時30分まで

2 場 所

京都府庁3号館 地下1階 講堂(第3、4、5会議室)

3 出席者

【審議会委員】14名

東あかね会長、東和次委員、有地淑羽委員、川村幸子委員、桑波田雅士委員、白井皓大委員、中川恵美子委員、牧克昌委員、松尾信一委員、森山敦子委員、山内淳司委員、山岡景一郎委員、山本秀嗣委員、山本隆英委員

【京都府】関係職員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 協議事項

- ・第6次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和4年度施策の実績・取組効果について
- ・令和6年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について

(3) 報告事項

- ・令和4年度食の安心・安全アンケート調査結果について
- ・京都府の食の安心・安全に係る取組について

(4) 閉 会

5 議 事

【開会】

(事務局)

ただいまから京都府食の安心・安全審議会を開催させていただきます。
それでは開会にあたりまして、農林水産部長からご挨拶申し上げます。

(事務局)

おはようございます。本日は暑い中、ご出席いただきありがとうございます。日頃から、京都府政の推進に格別のご理解、ご協力をいただくとともに、食の安心・安全審議会についても、それぞれの専門的な見地からご指導いただいております。改めて御礼申し上げます。

農の分野におきましても、これまで非常に大きな影響を及ぼして参りました新型コロナウイルス感染症が5月から5類に移行し、外食や観光など、大変にぎわっており、社会経済活動も活発化している状況です。

また昨日は今年度初めて、食中毒注意報が京都府北部に発令されるなど、食を取り巻く環境も変わっている状況です。

私ども京都府としては、昨年度から取り組んでおります第6次京都府食の安心・安全行動計画に基づき、社会情勢の変化にも対応しながら、三つの大きな柱、一つ目は生産、流通段階での監視、検査、二つ目は食品関連事業者等の育成、指導、三つ目は、府民の食に関する理解促進、この三本柱をもって、食の安心・安全に関する様々な取組を推進しているところです。

前回3月の審議会では、令和5年度の行動計画について、ご審議いただくとともに、参考として4年度の実績見込みの報告をさせていただきました。

本日の協議事項は、令和4年度の実績見込みの報告をさせていただいたことと、令和6年度の食品等の収去検査計画の策定に関するご意見を頂戴したいことの2点です。

令和4年度の実績見込みにつきましては、コロナ禍の第7波第8波の状況を踏まえつつ、オンラインでの対応など、様々に工夫をしながら取り組んで参りましたので、評価をお願いしたいということでございます。

令和6年度の食品等の収去検査計画の策定についても、委員の皆様からご意見を頂戴し、そして、消費者団体等との意見交換などを経て、年度末には発表したいと考えております。

委員の皆様におかれましては、幅広い見地から、忌憚のないご意見をいただきますようお願いしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は大変お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

本日の出席委員のご紹介は、お手元の名簿で代えさせていただきます。なお、委員につきましては、本日ご欠席です。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。先ほどご挨拶申し上げます農林水産部長でございます。続きまして、教育庁指導部長でございます。文化生活部副部長でございます。その他、関係する関係課長が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、京都府食の安心・安全推進条例施行規則第7条で、会議は会長が議長となるとされておりますので、会長よろしく願いいたします。

【協議事項】

(会長)

ただいまから第1回京都府食の安心・安全審議会の審議に入ります。活発なご議論をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

では本日の協議事項(1)第6次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和4年度施策の実績・取組効果について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

よろしくお願ひいたします。

3月に開催しました令和4年度第2回審議会では、令和5年度の計画と、参考に4年度の実績見込をご説明して、ご審議いただきました。

本日の資料は、令和4年度実績をまとめるとともに、文字の大きさを含め、見やすさ、わかりやすさも心がけて作成し、事前にお送りいたしました。

それでは、資料1-1からご説明いたします。

資料を見ていただきまして、左から、取組の3本柱、番号、30の取組、取組の指標、真ん中に4年度の実績と計画比、令和5年度の目標、参考として、コロナ禍の影響と対応、主な担当課を記載しています。

大きい柱の1は、食の安全性確保に向けた行政による監視・検査体制の確保として、12の取組があり、うち1の(1)生産現場等の監視、指導の小項目で、生産現場等において、生産に伴うリスクの低減とともに、食中毒による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反などが発生ゼロになることを目指しますとして、7つの取組を記載しています。1の(2)は流通段階の監視・指導として、5つの取組です。

大きい柱2は、食を取り巻く変化に対応する食品関連事業者の自主的な取組の促進で、うち、(1)は、安心・安全な食品を提供する事業者等を育成し、事業者の知識向上、食品による健康被害の防止を目指しますとして、10の取組、2枚目の2の(2)は、持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、生産者の知識向上、安心・安全な食品の安定供給を目指しますとして、3つの取組です。

大きい柱3は、府民の食に関する信頼感向上と選択力向上に向けた正確な情報の提供として、(1)相互理解の促進や(2)食に関する学習環境の充実として5つの取組があります。

この3本柱の30項目を100%達成するよう取り組みましたところ、25項目で100%以上、5項目で100%未満となりました。100%以上の項目では、しっかり対応できた内容を、100%未満の項目では、未達成の理由や対応の工夫について、説明しますので、資料1-2をご覧ください。

資料1-2は、個別に4年度実績と取組効果を記載していますので、順番にご説明します。

3ページをご覧ください。養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ対策を監視し、高病原性鳥インフルエンザが発生しないことを目指して、ウイルス学的検査等の対策に取り組みました。

ご存知のとおり、令和4、5年シーズンは世界的に大発生し、国内の養鶏農場では、26道県84事例で約1,771万羽の発生となっておりますが、京都府では、農家と家畜保健衛生所が予防対策を徹底しており、発生しておりません。

また、万一に備えて対策本部を設置し、府民の皆さんに安心して鶏卵や鶏肉を食べてもらえるようポスター配布も行いました。

5ページをご覧ください。二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査

では、食中毒が発生しないことを目指して、舞鶴湾など二枚貝類の主要産地である4海域で、月1回、採取した二枚貝類の毒素の蓄積状況を検査し、本年1月には、毒素が蓄積している可能性が示唆されたことを、京都府漁業協同組合に情報提供しております。1月19日に出荷自粛を解除、通常出荷を再開されましたが、その後も、フォローの検査を継続して合計63回実施し、計画比131%でした。

6ページをご覧ください。農薬販売店への立入調査では、適正な販売管理の確保を目指して、農薬を販売する200店舗の調査を農閑期の秋～冬に計画していたところ、新型コロナウイルス感染症の第8波が秋から冬に及んだため、9店への立入調査は実施できませんでした。対応として、計画対象の200店すべてに、農薬の販売管理に関するマニュアルを配布して、適正な販売の啓発に努めました。

12ページをご覧ください。野生鳥獣肉を取り扱う食肉処理施設の監視指導では、衛生管理の向上を目指して25施設の監視指導を計画、23施設は実施できましたが、新型コロナウイルス感染症の第8波の影響もあり、2施設については中止となり、計画比92%でした。なお、野生鳥獣肉を原因とする食中毒は発生しておりません。

15ページをご覧ください。自主的な残留農薬分析の推進の取組では、府内産農産物の農薬に係る危害発生防止を目指して、令和4年度は、生産者団体等が生産段階における農薬の適正使用を徹底するとともに、JA京都中央会85検体、JA全農京都茶本部40検体、京都米振興協会15検体、計140検体113%の自主的な残留農薬分析を実施されており、生産段階で適正に使用されていることが確認されました。万一、超過した場合でも、流通させない対策が構築されています。

17ページをご覧ください。6次産業化に取り組む生産者向け食の安全マネジメント研修会の開催では、施設内の作業動線の確認など実地での実践的な研修会を計画していたところ、1か所については、開催準備を進めたが講師と直売所の予定が合わず、やむなく中止しましたので、計画比は80%となりました。

20ページをご覧ください。ボランティア向けの食の安心・安全講習会の開催は、食中毒や食物アレルギーによる健康被害などが発生しないことを目指す取組です。令和4年度は、コロナ禍における行動制限は少しずつ緩和したものの、対面開催は昨年同様、2回31人に止まり、ボランティア団体の活動は難しい状況にあり、開催回数の計画との比較では60%となりました。

そこで、オンライン参加を広く呼びかけて、ライブ配信で60人に参加いただき、アーカイブ配信は、約200回視聴いただくことができました。

21ページをご覧ください。食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上は、公立学校における食物アレルギー事故ゼロを目指す取組です。食物アレルギーのある児童・生徒が在籍する学校数は、毎年度変化する中、栄養教諭を対象とした研修会などの実施により、令和4年度は、対象校も作成校も増えるなど、着実に実施されていますが、計画との比較においては99%となりました。

25ページをご覧ください。営農支援クラウドシステムによる営農指導の強化と栽培履歴の電子化の取組は、WEBを活用した病虫害診断や農薬防除指導、栽培履歴の電子化を図ることで、安心・安全な京野菜生産と産地の持続可能性向上を目指す取組で、4年度は、5産地5JAで合計500ユーザーの利用枠のもと、システムを利用する生産者の拡大ならびにシステムを介した営農相談、生産履歴記帳の電子化等を進められました。システムを活用した適時的確で間違いのない営農指導で、安心・安全な生産に繋げることができたとのことです。

27ページをご覧ください。学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成では、これまでに176人の大学生・専門学校生が、きょうと食の安心・安全ヤングサポーターに登録いただき、京都府が発信する食の安心・安全や食育等に関する情報を受け

てもらっています。食に関するイベントの運営スタッフに参加された学生さんから「貴重な経験となったので、また参加したい」と、大変うれしい声をいただきました。

以上、4年度の実績と効果について、ご報告いたしました。

(会長)

ただいま、令和4年度の実績・取組効果について、目標を超えて達成できたこと、達成できなかったことを説明いただきました。ご質問、ご意見ございましたら、よろしく願います。どなたからでも結構です。

では、委員願います。

(委員)

令和4年度、5年度と各年度で同じ数値で目標設定されている取組の考え方と、もう一つは、令和4年度の取組を頑張られたので、既に令和6年度の数値目標を達成している取組の目標について、再設定をされるのか教えてください。

(会長)

ご意見ありがとうございます。第6次京都府食の安心・安全行動計画の策定が終わってからの任期で審議会委員となった方もおられますので、事務局から、行動計画の策定についても含めて、回答をお願いします。

(事務局)

行動計画の策定については、令和3年度に計画の策定事務を進めまして、その時に確定している令和2年度の実績を基準として4、5、6年度の3年間の目標を設定しました。

例えば、監視指導については、継続して取り組むこととしているため、一律100%と同じ数値目標で設定し、持続的に取組を進めることとしております。

行動計画の内容について、本審議会で審議いただき、府議会で議決されているので、先ほどお話しした27番のヤングサポーターの養成をはじめ、目標を達成している取組についても、成果をさらに重ねられるよう取組を継続して実施してまいります。

(会長)

委員よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

他にご意見ございますか。では、委員願います。

(委員)

21 ページの食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上の取組について、令和4年度は97%ということで、残り3%の9校については、府が推奨するマニュアルに基づくものではないが、それぞれ個別にプラン作成され、対応をきちんとされているとの理解でよかったですでしょうか。

(会長)

事務局、回答をお願いします。

(事務局)

委員ご指摘のとおりで、9校についても、府の推奨マニュアルに基づくものではないですが、個別に作成のうえ、対応されています。

(会長)

府が推奨するマニュアルと9校が実施している他のものとの違いが気になります。

また、国が推奨するマニュアルがあり、それをすべての学校の方が対応していると思いますが、どういった違いがあるのか、教えていただけますか。

(事務局)

府の推奨マニュアルに基づくものか、あるいは、それ以外のものを使っているかという設問のアンケートにより各校の対応を聞き取っており、9校の詳細な対応内容について把握しておりませんが、すべての学校で個別プラン作成の上、対応されています。

(会長)

わかりました。府の推奨するものと国が推奨するものの違いについては、また調べていただきまして、府が推奨するものが、よりよいものであれば、それに対応いただきたいと思えますし、府と国にそれほど差がないのであれば、食物アレルギーの対応ができていると考えていただいたらよいかと思えます。

では、委員、お願いします。

(委員)

まず、資料がすごく読みやすくなっていて、以前なら行ったり来たりして、読み直して理解していたのですが、今回はずっと最後まで、途中で戻ったりすることなく読めたのでありがたかったです。

さて、23ページの特別栽培米など環境にやさしい農業の推進についてですが、例えば、特別栽培米では、化学農薬と化学肥料を50%削減したということがはっきり伝わるように工夫されると、理解が進むのではないかと思います。

消費者は、できるだけ農薬を使わないでほしいと考えていますが、自分で実際にやってみると、自分が農薬を使わないでできる畑や田んぼは、手でできる限られた範囲のみで、本当に大変なことだと実感しました。

食の安心・安全行動計画では、農薬の適正使用指導や残留農薬の自主的検査など、取り組まれている内容を総合的に見ると、農薬の適正使用と管理が大切で、このことをもっと京都府の農産物のブランド化という点で位置付けても良いのではないかと思います、発言しました。

(会長)

ありがとうございました。見やすい資料づくりと、実績の効果を数字で示しておられ、より良いものになったと感じています。

先ほどのご意見について、事務局、回答をお願いします。

(事務局)

ご指摘いただきましたとおり、特別栽培米などの環境にやさしい農業については、こういった取組をしていることを、しっかりと消費者の方々にPRして、価値がしっかりと価格に反映できるようにしていくことは非常に重要だと思っております。

京のブランド産品についても、農薬・化学肥料の使用を減らした環境にやさしい農法に

対応するなど、安心・安全と環境に配慮しながら生産しておりますし、関係団体とも連携しながら、様々なブランド戦略を立てて、引き続き頑張っていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

私も、以前に食の安心・安全審議会委員をなさっていた方のご発案で、家の前でプランターを使って小さな菜園を始めましたが、虫との戦いで、大変なことだと感じました。このことに関連して、委員ご意見ございますか。

(委員)

1点だけお願いがあります。取組②の「環境にやさしい農業」については、しっかり取り組んでいることに評価していただいているところでもあります。ただし、こうした取組には様々な手間やコストがかかりますから、農産物の販売価格も上がるべきであるのに、そうならないのが現実であります。

コロナ禍の影響により、高価格帯の農産物の売れ行きが低迷するなど、生産者にとっては大変厳しい状況が続いております。また、国際情勢の変化により、肥料、電気、ガスなどの農業経営に必要な生産コストが大変高騰している一方で、それらのコスト上昇分が農産物の価格には反映されておられません。

私どもといたしましても、生産コストに見合う価格で販売をしてくださいと生産者にお願いをしているのですが、直売所などに出荷されている生産者の方々は、「生産コストは高騰しているが、多くの消費者に食べてもらいたいので、価格は大きく上げずに販売しよう」と遠慮されているのか、なかなか販売価格を上げられないのが現状です。

こうした状況をご理解いただき、消費者の皆さんには京都府内産の農畜産物を積極的に購入していただきたいです。価格は少し高いかもしれませんが、京都府内産の農畜産物を買っていただくと、生産者は大変嬉しく思いますし、頑張っただけ農業をしようという若者も増えると思います。

京都府とも相談しながら様々な取組を進めていますが、やはり収益が確保できないと、後継者もなかなか育ちません。生産者は、安心して食べていただける美味しいものを作ろうと一生懸命努力しておりますので、消費者の皆さんにはしっかり購入をいただくことで応援してもらえよう、お願いいたします。

(委員)

農家の皆さんが、農薬の使用状況が正しくわかるように記帳するなど、安心・安全の取組を頑張っておられることに感謝し、応援していけたらと思います。

(会長)

ありがとうございました。

他にご意見ございますか。では、委員お願いします。

(委員)

価格のことでご発言がありましたが、関連して、鶏卵についてお尋ねします。

京都府では、高病原性鳥インフルエンザの発生がなかったと説明いただきましたが、食生活の中で、大切な鶏卵が品薄になったり、価格が上がったりしています。まだ、今もスーパーでの販売状況は安定していないようですが、今後の見込みは、いかがでしょうか。

(会長)

では事務局、回答をお願いします。

(事務局)

先ほど事務局からお話しした資料 1-2 の説明の中にもありましたが、今シーズン、大発生しまして、国内では 1,771 万羽を殺処分することとなりました。この数字は全国の採卵鶏の 1 割を超える羽数だったので、品薄になって価格が上昇しています。

また、今シーズンの鳥インフルエンザは世界中に蔓延しているということもあって、少ないですが液卵など輸入して対応している部分もあります。

今、雛を育てられており、回復基調にあるのですが、鶏卵の価格が回復するには、さらに半年ぐらいかかる見込みです。

(会長)

追加でご意見ございますか。では、委員をお願いします。

(委員)

先ほども申し上げましたように、鶏卵をはじめとする農畜産物は、生産コストが高くなっていても、なかなか価格を上げることができません。今言われていたように、鳥インフルエンザでたくさんの殺処分が行われたことなどが影響して、鶏卵の価格は上がりましたが、他のものもどんどん値上がりしている一方で、鶏卵は戦後の時の価格と今の価格を比べても大きな差はありません。一度、鶏卵の価格推移に関する資料を示していただくとわかりやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

(事務局)

委員がおっしゃられるように、採卵鶏の生産コストのおよそ半分を占める飼料価格が 1.5 倍以上になるなど、採卵鶏農場の経営は非常に厳しくなっています。

(会長)

他にご意見ございますか。では、委員をお願いします。

(委員)

皆さんから鶏卵の話が出ましたが、生卵を食べることができるのは日本だけで、それは立派なことだと思います。生産者の努力に感謝しています。

日本の土地は限られているため、飼料を輸入せざるを得ない中、その飼料が高くなってしまったので、生産者が非常に苦勞されています。また、いつも食べるものだから価格も上げられない状況ですが、生産者の方々の頑張りもあって、少しずつ価格は落ち着いてくると思います。いろいろな心配があると思いますが、生産者は、しっかり取り組まれているので大きな心配はいらないと思います。

その他、農産物に「無農薬」と表示できないことについては、国がガイドラインを規定されていますので、国とも連携して周知をお願いします。

また、食品表示法では、最近、遺伝子組換え関係やアレルギーの義務表示の改正がありました。きちんと表示されているのは、事業者の方々の頑張りだと思います。

今の季節は、食中毒が発生しやすいので、いろいろなところで啓発されていると思いますが、引き続き徹底していただければ、皆さん安心して、食べていただけるのだらうと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見ご質問はございますか。

特に無いようなので、この協議事項(1)について、了承いたします。

委員からいただいた様々なご意見も参考に、引き続き取組を進めてください。

続いて、協議事項(2)令和6年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

令和6年度の食品等収去検査計画策定のための意見聴取として、来年度の検査計画策定に当たり、委員の皆様から、ご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

この収去検査計画につきましては、食品衛生法の規定によって、毎年度ごとに策定する食品衛生監視指導計画の一環として、収去検査計画を策定いたします。

収去検査は、年間計画に基づいて広く品目を定め、どのような項目について検査するかを検討しており、通常の検査に加えて、夏季、年末の一斉取締りといった臨時的な検査も実施しております。

このうち、通常検査について、食品等の種類、検査項目などのご意見を9月29日までにいただきますようよろしくお願いいたします。

2ページをご覧ください。令和6年度の収去検査の目的等について少し説明いたします。検査の目的は、府内で生産、流通している食品等に対し、放射性物質、残留農薬、食品添加物等について、食品衛生法等に基づく検査法、公定法のもとで行い、その結果として、例えば残留農薬の基準超過などの違反食品や、不良食品の流通防止を行うことにより、府民の皆様の食品等の安心・安全確保を図ります。

検査食品は、農産物、食肉、卵、乳、魚介類、加工食品などが対象で、検査項目は、放射性物質、残留農薬、動物用医薬品、微生物、成分規格、食品添加物、組換え遺伝子など、消費者の関心の高いものと考えております。

例えば輸入品であれば、輸入時の通関の検査で、違反のあったものを選択して、検査項目に加えているところでございます。

収去は、府内の7保健所で担当し、検査は、保健環境研究所と中丹西保健所で対応しております。

参考ですが、令和5年度の検査計画は、計画750検体、うち放射性物質検査は100検体を計画しており、現在は67検体実施済です。以上です。

(会長)

ありがとうございました。収去検査の計画や結果の資料も、とても見やすく改善されていて、事務局で工夫していただいていると感じました。

何かご意見やご質問ございましたらお願いします。

では、委員をお願いします。

(委員)

資料9ページに、学校給食の小麦のアレルゲン検査を実施されていますが、どのような検査をされたのでしょうか。また、幼稚園や保育園でもアレルギー事故が起きているので、幼稚園や保育園を対象にすることや、他のアレルゲン検査を実施することもあるのでしょうか。

(会長)

事務局、回答をお願いします。

(事務局)

昨年の検査では、小麦のアレルゲン除去がされているメニューとして、実際に給食で提供されているスープに小麦が入っていないことを確認する検査をしました。

また、過去に幼稚園や保育園の給食を対象に実施したこともあります。

一般的にアレルゲンフリーの食品は、製造のラインを分けているか、同じラインの場合は、きちんと清掃するなどの方法で製造されていますので、アレルゲンフリーと表示されている食品に、アレルゲンの混入がないかの確認検査をしています。

検査対象とするアレルゲンは、症例が多く、重篤なアレルギー被害が起こるものを参考に、令和5年度のアレルゲンの検査全体においては、新たに追加となったくるみについても検査を実施予定です。

(会長)

他にご意見ございますか。では、委員お願いします。

(委員)

非常にたくさんの項目を調べられていることがわかりました。

令和4年度検査の違反等発見数がすべて0であるのは、事業者がしっかり対応されているから、違反がなかったということでしょうか。

(会長)

事務局、回答をお願いします。

(事務局)

実際に京都府で実施した収去検査は750検体の限られた規模ですが、違反にあたるものは、ありませんでした。

京都府においては、収去検査で検出された時に即時に対応できるよう体制を整備しており、しっかり検査を進めております。

(会長)

他にご意見ございますか。では、委員お願いします。

(委員)

「令和4年度食品等の検査結果」には、検体数や検査項目など、検査に係る具体的な数値が記載されていますが、「違反等発見数」をすべて0としてしまうと、検査できていないように見えてしまい、違和感があります。

なお、実際の生産現場では、出荷を止め、処分することもあります。

(事務局)

例えば残留農薬の検査では、1検体について約200項目の様々な農薬について検査を行い、残留基準値を超過していないことを確認しております。

令和4年度の結果では、食品衛生法等の違反となる基準値を超えているものは0であったということです。

その点においては、「違反等発見数」とするより、「法令基準違反」とした方が適切なのかもしれません。

(会長)

令和4年度の収去検査の結果について補足をお願いします。

(事務局)

この収去検査については、流通している食品を、年間を通じて計画的に検体とさせていただき、精密検査をします。その中において違反の事例がないということは、この限られた検査の中においてのことを言っております。

実際にいろんな場合があって、過去に農場での事例で対応いただいたこともあったかと思いますが、府が実施した令和4年度の実績では、検出された事例はなかったということをご参考に記載しています。

(委員)

過去には、適用外の農薬を散布してしまったことに気が付かれた農家の方が、そのほ場の農産物をすべて処分されたこともあります。安全・安心な京都府内産農畜産物を提供していくため、生産段階では細心の注意を払ってしっかりと対応しています。

(会長)

ありがとうございました。

委員から、京都府の検査以外の自主的なものも含め、様々なところで適切に対応されているのご意見をいただきました。

京都府の収去検査における違反が0であったことや、京都府の収去検査以外で対応されているものがあるという実態も参考にしながら、令和6年度の収去検査計画の策定を進めていただけたらいかがでしょうか。

(事務局)

行政として、計画的に収去検査を継続して実施していくことが大切と考えておりますし、食をとりまく状況は、その年によって異なりますので、京都府では生活衛生課を中心に、例えば、厚生労働省の輸入時のモニタリングで違反があったものや、利用の多い食品などを中心に検査の品目の計画案を作成しております。

委員の皆様には、御専門の視点から、どんなものを検査すると良いか、重点的に行うべきもの等について、ご意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ご意見がありましたら期日までに提出をよろしくお願いいたします。

【報告事項】

(会長)

続きまして、報告事項(1)の令和4年度食の安心・安全アンケート調査結果について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3をご覧ください。本調査は、府民の食の安心・安全に係る意識を把握し、京都府における食の安全や信頼性の確保の推進に資することを目的に、京都府広報モニターを対象に、インターネット調査を令和5年3月に実施しました。有効回答数は265です。

2ページをご覧ください。府内の京都地域から丹後地域まで幅広い地域の方からご回答

いただいております。

続いて3ページをご覧ください。調査結果でございます。問1、京都府の食の安心・安全についてどのように感じていますかということについて、安心、又はどちらかということと安心と感じる方の割合は88.7%、ほぼ横ばいの状況でした。かつて、非常に不安だという答えがたくさんあった時もありましたが、現在は、このように比較的安心していただいております。

問2、食品の安全について、あなたが特に関心を持っていることは何ですかということについて、食中毒や、偽装表示、食品添加物への関心が高い結果となりました。

次に、問3、あなたは食品の安全に関する情報について、どこから得ることが多いですかということについて、結果概要にございますように、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌から情報を得る人の割合が減少している一方、インターネットやSNSから、情報を得る人が増えておりまして、インターネットとSNSを合わせますと、全体の3分の1を占めている状況です。私たちの情報発信についても、こういった変化を考慮する必要があると考えております。

問4、あなたは食品を購入する時に、食品の安全についてどのような点を考慮していますかということについては、販売しているお店が信頼できること、生産者やメーカーが信頼できることの回答が多い傾向でした。

最後に問5、食品の安全を高めるために、京都府がさらに強化すべき取組についてお尋ねしたところ、食品の検査など食品衛生の監視指導や、食品工場や売り場など事業者の衛生管理の指導、支援に、多くご回答いただきました。報告は以上です。

(会長)

ただいまのことに関して、ご意見ご質問ございますか。

特に無いようなので、次の報告事項(2)、京都府の食の安心・安全に係る取組について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4-1から、ご説明します。

食中毒の予防については、第6次行動計画の10番でも取り組んでおり、飲食店など許可施設の監視指導を徹底していますが、前回の審議会以降に、2件の施設で食中毒が発生し、営業停止処分を行いましたので、経過等について報告いたします。

まず1ページをご覧ください。3月に宇治市内の飲食店の利用客から、体調不良の訴えがございまして、調査したところ、カンピロバクターによる食中毒と断定されました。そして3ページをご覧ください。6月に、こちらも宇治市内の飲食店でカンピロバクターによる食中毒が発生しました。いずれも山城北保健所が直ちに調査を実施し、公表と営業停止処分を行い、健康被害の拡大防止に努めました。

特に6月の件については、飲食店から提供された鶏肉が、生食なのか焼かないといけないのか、非常に紛らわしい状態で提供されておりました。カンピロバクターによる食中毒は、全国的にも発生件数が多く、鶏の生食について豚や牛のように法律上の規制がまだできていないため、国への要望と並行して対応していきたいと考えております。

また、今年度初めての第1回食中毒注意報が、昨日北部地域に発令されましたが、本日、南部地域にも食中毒注意報が発令される基準まで達しましたので、あわせて報告させていただきます。

(会長)

ただいまのことに関して、ご意見ご質問ございますか。では、委員をお願いします。

(委員)

私はこの44年間、公益財団法人京都府生活衛生営業指導センターで、京都の全料理屋、寿司屋、麺類、食堂レストラン、中華料理、喫茶飲食、旅館、ホテルなど多くの事業者が組合員で、後継者育成事業などを行なっています。

資料を見ますと、アンケートでは食中毒についての関心が高くなっていますし、飲食店から食中毒が発生することが続いているので、京都府の指導のもと、しっかりやっていくことが大切だと思いました。

(会長)

ありがとうございました。関連してのご意見は、ございますか。
では、委員、お願いします。

(委員)

食中毒に対する教育も全国的に小中学校などで実施されています。京都生協の機関紙7月号では、鶏肉の生食の注意喚起について掲載されておりました。

皆さんが年間を通じて食中毒が発生しているという認識が少なくなっているのではないかと感じるので、引き続き、しっかり啓発していただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。事務局、ご回答お願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。委員からご指摘のありました講習会については、京都府域では、京都府食品衛生協会と連携して、許可更新や、3年に1度は受講いただく講習会を開催しており、食品衛生に関する最新情報を周知しております。

また、とても社会的影響が大きい事案が発生した時には、その内容に応じて、緊急的な取組で対応している状況です。

啓発につきましても引き続き、しっかり対応してまいります。

(会長)

ありがとうございました。他にご意見ございますか。
意見が無いようなので、事務局、続きをお願いします。

(事務局)

続いて、貝毒の関係で、1点ご報告します。

資料4-1の5ページから、京都府漁業協同組合の広報資料を時系列で添付していますので、後ほど資料を見ていただければと思います。

貝毒については、麻痺性貝毒と、下痢性貝毒に大別されます。今回初めて京都府で下痢性貝毒の事例が検出され、丹後とり貝が出荷自粛の状況となりました。

京都府では、舞鶴湾、栗田湾、宮津湾、久美浜湾の4つの湾で、とり貝や岩がきを育成されており、京都府漁業協同組合では出荷前に基準値以下ということを確認しながら市場に出荷しておられます。

今回、舞鶴湾のものについては、出荷開始前に基準値以下であることを確認したうえで市場出荷されていたところ、出荷期間中の検査で、基準値以上に検出されたことから、出荷を自粛されたのと、出荷されていたものを回収されました。

下痢性貝毒については、宮城県や青森県など東北地方で発生がございましたが、今回の

京都府内産の事例は、西日本の日本海側では初めてで、まだ十分な知見がありません。京都府では、海洋センターも含めて、発生事例の情報収集や、サンプリングの強化など、安全な貝が市場に出荷されるよう取り組んでまいります。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

1点お尋ねしますが、下痢性貝毒が発生する条件などは判明しているのでしょうか。

(事務局)

自然のものなので、どういう状況で発生するのかという十分な知見がないので、東北の発生事例と対応等について情報収集しながら、京都府においても予防対策を進めたいと考えております。

(会長)

ありがとうございました。

では、資料4-2の食に関する京都府の取組について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

食に関する京都府の取組について、簡単にご説明いたします。

1ページをご覧ください。

あなたの食のチャレンジ、募集します！として、食のみらい宣言・実践活動コンクールを実施しております。

続きまして、7ページをご覧ください。

7月29日に家庭でできる、京都ならではの食育の提案として、食育トークショーを開催いたします。

11ページから、宇治茶のシーズン到来など、旬の情報を集めて発信しておりますので、またご覧おきいただければありがたいです。以上です。

(会長)

どうもありがとうございました。ただいまのことに関して、ご意見ご質問ございますか。特に無いようなので、これで終了とし、事務局にお返しします。

(事務局)

会長をはじめ、委員の皆様、本日は協議事項、報告事項をご審議いただきましてありがとうございました。

1点事務局からお知らせいたします。次回の審議会は令和6年3月に、令和6年度の計画等についてご審議いただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

それでは閉会にあたりまして、文化生活部副部長からご挨拶申し上げます。

【閉会】

(事務局)

本日は長時間にわたりましてご審議賜りまして、どうもありがとうございました。

京都府食の安心・安全行動計画の令和4年度の実績・取組効果に関して、活発なご議論をいただき、令和6年度の食品の収去検査計画策定のためのご意見に関しまして、参考となるご意見をいただきました。ありがとうございました。収去検査計画に係るご意見は、引き続きメールやFAX等で、ご意見を賜ることになっておりますので、どうぞよろしくお

願ひ申し上げます。

コロナにつきましては、5類に変わりました。観光地にも本当にたくさんの方々が戻ってこられております。会食も、コロナ前の状態に戻ってきている状況でございます。

今年3月にこの建物と、旧警察本部の建物に文化庁が移転して参りまして、食文化推進本部と文化観光推進本部、この2つの本部が文化庁長官のもとに新しく設置され、大阪・関西万博に向けて、より一層、食文化を京都から発信していこうということで、取組を進めていただいているところでございます。

この審議会におきましては、行動計画の数値目標の達成を通じて、京都の食に対する安心感がより一層高まりますよう努めて参りたいと考えておりますし、今後も府民の皆様への食の安心・安全に向けて、全力で取り組んで参りますので、引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、今後も本審議会が実りのある審議・協議の場となりますように、ご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以 上